別表第2の1(第3条関係)

　○教員養成課程の教養科目

|  |  |
| --- | --- |
| 科　目　区　分 | 単位数 |
| 教養科目 | 共通基礎科目 | 日本国憲法 | 2 | 26 |
| 体育 | 2 |
| 現代社会の情報活用 | 2 |
| 外国語・外国語コミュニケーション | 6 |
| 倫理・人権 | 2 |
| アカデミックスキル | 2 |
| 基礎教養科目 | 人文科学入門 | 4 |
| 社会科学入門 |
| 自然科学入門 | 2 |
| 現代的教養科目 | 現代的教養科目 | 4 |
| 授業科目及び履修方法 1 日本国憲法については，日本国憲法2単位を開設し，必修とする。 2 体育については，体育Ⅰ及び体育Ⅱ各1単位を開設し，必修とする。 3 現代社会の情報活用については，現代社会の情報活用2単位を開設し，必修とする。4 外国語・外国語コミュニケーションについては，外国語コミュニケーションⅠ及び外国語コミュニケーションⅡ各1単位を必修とし，それ以外については，開設する授業科目のうち4単位を必修又は選択必修とする。 5 倫理・人権については，倫理・人権2単位を開設し，必修とする。 6 アカデミックスキルについては，アカデミックスキル2単位を開設し，必修とする。7 人文科学入門及び社会科学入門については，開設する授業科目のうちいずれか2科目4単位を選択必修とする。 8　自然科学入門については，開設する授業科目のうち2単位を選択必修とする。 9　現代的教養科目については，開設する授業科目のうち4単位を選択必修とする。 |

別表第2の2(第4条関係)

　○教員養成課程の専門科目(科目区分及び単位数)

|  |  |
| --- | --- |
| 科　目　区　分 | 単位数 |
| 小学校対　応 | 中学校対　応 | 特別支援学校対応 | 養護教諭対　　応 |
| 専門科目 | 教職課程コア科目 | 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門科目(小) | 20 | 2～4 | 4 |  |
| 教科に関する専門科目(中) | 0～12 | 20 |  |  |
| 教科指導科目(小) | 20 | 2～12 | 12 |  |
| 教科指導科目(中) | 0～4 | 8 |  |  |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 道徳・生徒指導等に関する科目 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 実践・省察科目 | 15 | 15 | 16 | 15 |
| 専攻科目 | 8～22 | 14～30 | 43 | 62 |
| 計 | 97～99 | 93～97 | 95 | 97 |

別表第2の3(第4条関係)

○教員養成課程の専門科目(授業科目及び履修方法)

|  |  |
| --- | --- |
| 科目区分，授業科目及び単位数(必修及び選択必修科目) | 単位数及び履修方法 |
| 小学校対　応 | 中学校対　応 | 特別支援学校対応 | 養護教諭対　　応 |
| 専　　　門　　　　科　　　　　目 | 教　職　課　程　コ　ア　科　目 | 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門科目(小) | 初等国語 2初等社会 2初等算数 2初等理科 2初等生活 2初等家庭 2初等英語 2初等音楽 2初等図画工作 2初等体育 2 | 2222222222 |   2～4 | 4 |  |
| 教科に関する専門科目(中) | 教員養成課程を置く各校における専攻又は分野の各履修基準で教科に関する専門科目(中)として規定する科目 | 0～12 | 中学校教諭一種免許状の取得に必要な20単位 |  |  |
| 教科指導科目(小) | 初等国語科教育法 2初等社会科教育法 2初等算数科教育法 2初等理科教育法 2　　初等生活科教育法 2初等家庭科教育法 2初等英語科教育法 2初等音楽科教育法 2初等図画工作科教育法 2　初等体育科教育法 2 | 2222222222 | 2～12※12単位を履修させる場合は，特別支援学校対応と同様とする。 | 124 |  |
| 教科指導科目(中) | 中等国語科教育法Ⅰ 2中等国語科教育法Ⅱ 2中等国語科教育法Ⅲ 2中等国語科教育法Ⅳ 2中等社会科教育法Ⅰ 2中等社会科教育法Ⅱ 2中等社会科教育法Ⅲ 2中等社会科教育法Ⅳ 2中等数学科教育法Ⅰ 2中等数学科教育法Ⅱ 2中等数学科教育法Ⅲ 2中等数学科教育法Ⅳ 2中等理科教育法Ⅰ 2中等理科教育法Ⅱ 2中等理科教育法Ⅲ 2中等理科教育法Ⅳ 2中等音楽科教育法Ⅰ 2中等音楽科教育法Ⅱ 2中等音楽科教育法Ⅲ 2中等音楽科教育法Ⅳ 2中等美術科教育法Ⅰ 2中等美術科教育法Ⅱ 2中等美術科教育法Ⅲ 2中等美術科教育法Ⅳ 2中等保健体育科教育法Ⅰ 2中等保健体育科教育法Ⅱ 2中等保健体育科教育法Ⅲ 2中等保健体育科教育法Ⅳ 2中等保健科教育法Ⅰ 2中等保健科教育法Ⅱ 2中等保健科教育法Ⅲ 2中等保健科教育法Ⅳ 2中等技術科教育法Ⅰ 2中等技術科教育法Ⅱ 2中等技術科教育法Ⅲ 2中等技術科教育法Ⅳ 2中等家庭科教育法Ⅰ 2中等家庭科教育法Ⅱ 2中等家庭科教育法Ⅲ 2中等家庭科教育法Ⅳ 2中等英語科教育法Ⅰ 2中等英語科教育法Ⅱ 2中等英語科教育法Ⅲ 2中等英語科教育法Ⅳ 2 | 0～4 | 中学校の教科(国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語)の指導法科目として各教科４科目８単位以上を開設し，各専攻又は分野に対応した教科について４科目８単位を必修又は選択必修とする。 |  |  |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教職論 2教育の基礎と理念 2発達と学習 2教育の制度・経営と社会 2特別支援教育 2 | 22222 | 22222 | 22222 | 22222 |
| 道徳・生徒指導等に関する科目 | 道徳の理論と指導法 2特別活動・総合的な学習の時間の理論と指導法 2教育課程と教育方法（ICT活用含む） 2生徒指導・進路指導の理論と方法 2生徒理解と生徒指導 2教育相談の理論と方法 2教育相談の理論と方法(養護教諭) 2 | 22222 | 22222 | 22222 | 22222 |
| 実践・省察科目 | 学校教育の実践と省察Ⅰ 2学校教育の実践と省察Ⅱ 2学校教育の実践と省察Ⅲ 2学校教育の実践と省察Ⅲ(養護教諭) 2教育実習事前事後指導 1教育実習事前事後指導(養護教諭) 1教育実習(初等)Ⅰ 4教育実習(中等)Ⅰ 4特別支援教育実習 3養護実習 4介護等体験実習教職実践演習(小・中・高) 2(※旭川校は教職実践演習(幼・小・中・高) 2)教職実践演習(養護教諭) 2 | 2221422 | 2221422 | 2221432 | 2221422 |
| 専攻科目 | 教員養成課程を置く各校における専攻又は分野の履修基準による。 |
| 計 | 97～99 | 93～97 | 95 | 97 |